

保護者様

インフルエンザによる出席停止の通知書

共愛学園中学・高等学校
校長 飽田 哲也

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

〈インフルエンザの出席停止期間の基準〉
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにして下さい。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。(なお、医師の診断により 5 日を経過せず登校が可能となった場合は、「治癒証明書」の提出が必要となります。)

..... 切り取り線

保護者が記入

学校長様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組 番 氏名 _____

- 1 診断を受けた医療機関 : _____
- 2 診断日 : _____ 年 月 日 (診断型 : A型 B型 不明) ※いずれかに○をつけて下さい
- 3 登校再開日 : _____ 年 月 日
(登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

	出席停止期間の基準
1	発熱等の症状が出た日(発症日)を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日 : _____ 月 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過している。 ⇒ 解熱した日 : _____ 月 日

上記の通り相違ありません。

_____ 年 月 日 保護者氏名 _____ 印